

浜岡原子力発電所1、2号原子炉廃止措置計画 変更認可申請書について (面談における指摘事項回答)

令和5年7月13日
中部電力株式会社

面談における指摘事項回答リスト(1/2)

No	指摘日	指摘事項の内容	回答資料
1	5月19日	熱的切断に対する火災防護対策について説明すること。	6月14日説明済 (追加指摘事項は No.11にて回答) 資料2で ご説明
2	6月14日	補足説明資料に熱的切断の対象に汚染のあることを追加すること。 また、熱的切断の対象となる困難、非効率の理由を説明すること。	
3	6月14日	熱的切断被ばく評価の切断長の説明及び根拠を追加すること。	
4	6月14日	熱的切断被ばく評価の核種毎の放射エネルギーについて、熱的・機械的切断の評価過程を説明すること。	
5	6月14日	熱的切断被ばく評価について、熱的と機械的の評価を合わせて90%を占める核種を選定していることの説明及び、熱的と機械的の選定核種の特徴について考察を追記すること。	
6	6月14日	スカイシャイン評価について、容器の線源強度の設定根拠及び容器のサイズの選定根拠を説明すること。	
7	6月14日	スカイシャイン評価について、容器段積みを検討した評価であることがわかる図面を追加すること。	
8	6月14日	スカイシャイン評価について、評価上の物量についての説明を追加すること。	

面談における指摘事項回答リスト(2/2)

No	指摘日	指摘事項の内容	回答資料
9	6月14日	解体物が重量だけでなく体積の観点からも保管可能であるか追加すること。	資料3で ご説明
10	6月14日	熱的切断対象の汚染のある解体物について、除染してから解体するのか説明すること。	本資料で ご説明
11	6月14日	放射能レベル区分L2からL3に除染する際の付随廃棄物についての扱いを説明すること。	
12	6月14日	熱的切断の防火対策について、計画書の記載を踏まえて、手引に記載の具体的な対策の内容を追記すること。	
13	6月14日	熱的切断の防火対策について、ガス爆発防止の対策について説明を追加すること。	
14	6月14日	放射性廃棄物の発生量はどのように見積もっているのか追記すること。	口頭にてご説明

指摘事項回答(No.10)

指摘事項：No.10 熱的切断対象の汚染のある解体物について、除染してから解体するのか説明すること。

【回答】

第2段階の解体対象物は、放射線業務従事者及び周辺公衆の被ばくを合理的に達成可能な限り低減するよう汚染の除去を行うこととしており、その後、熱的切断を実施する。また、汚染機器の切断作業における安全確保対策として、環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく防止のため、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。

廃止措置計画 本文五 2 廃止措置の基本方針 抜粋

放射線業務従事者及び周辺公衆の被ばくを「線量告示」に定められている線量限度を下回ることはもとより、合理的に達成可能な限り低減するよう、適切な解体撤去工法，解体撤去手順及び核燃料物質による汚染の除去の方法・手順を策定する。

廃止措置計画 本文五 表5-2 第2段階対象設備の解体撤去の工事方法（1/7） 抜粋

・汚染機器の切断作業においては、環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく防止のため、必要に応じて汚染拡大防止囲い，局所フィルタ，局所排風機等の設置，マスク等の防護具を着用する。

指摘事項：放射能レベル区分L2からL3に除染する際の付随廃棄物についての扱いを説明すること。

【回答】

除染と同時に発生するウエス等の可燃性雑固体廃棄物については、焼却または溶融処理を行い、ドラム缶に詰めて固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管することとしている。ブラスト材等の不燃性雑固体廃棄物については、放射性物質が飛散しないような措置を講じて、雑固体廃棄物保管室、または固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管することとしている。

廃止措置計画 本文五 5.3 放射性固体廃棄物 抜粋

解体撤去に伴い発生する放射性固体廃棄物は、廃棄先決定後、廃棄施設に廃棄する。このため第2段階では、放射性廃棄物として扱う必要のないもの及び分別、除染により放射性物質として扱う必要がなくなるもの（「原子炉等規制法」第61条の2に定める所定の手続き及び確認を経て、放射性物質として扱う必要がなくなるもの）が主体の設備から解体し、可能な限り放射性廃棄物として扱う必要のないものとする。同時に発生する放射性固体廃棄物は、1号及び2号炉のタービン建家内及び原子炉建家内に設ける保管区域に貯蔵保管するか、又は固体廃棄物貯蔵庫等の既存の設備内に貯蔵保管する。

廃止措置計画 本文十 3.2 放射性固体廃棄物の処理及び管理の計画 抜粋

⑥ 可燃性雑固体廃棄物

可燃性雑固体廃棄物は焼却し、焼却灰は、ドラム缶に詰めて固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管するか、又は雑固体廃棄物溶融処理装置で溶融した後、ドラム缶に入れて固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管するか、又は固型化材（モルタル）を充填してドラム缶内に固型化し固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。

⑦ 不燃性雑固体廃棄物

不燃性雑固体廃棄物のうち、第2段階中に実施する解体撤去及び汚染の除去に係る工事等の廃止措置により発生する不燃性雑固体廃棄物は、必要に応じて、分別又は除染処理を行い、可能な限り放射性廃棄物として扱う必要のないものとするか、汚染の分離により可能な限り放射性廃棄物でないものとする。除染処理は、対象物に応じて機械的除染法又は化学的除染法を適用して行う。放射性物質として扱う必要のないものと推定されるものは、異物の混入を防止する措置を講じて管理区域内で貯蔵保管し、「原子炉等規制法」に定める所定の手続き及び確認を経て施設から搬出する。分別、除染により放射性廃棄物として扱う必要のないものとするのが困難な不燃性雑固体廃棄物及び汚染の分離により放射性廃棄物でないものとするのが困難な不燃性雑固体廃棄物は、放射性物質が飛散しないような措置を講じて、タービン建家内及び原子炉建家内の保管区域に貯蔵保管するか、廃棄物減容処理装置建屋内の雑固体廃棄物保管室に貯蔵保管するか、ドラム缶等に詰めて固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管するか、固型化材（モルタル）を充填してドラム缶内に固型化し固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管するか、又は雑固体廃棄物溶融処理装置で溶融した後、ドラム缶に入れて固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管するか、又は固型化材（モルタル）を充填してドラム缶内に固型化し固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。（後略）

指摘事項回答(No.12、No.13) (1/3)

指摘事項：No.12 熱的切断の防火対策について、計画書の記載を踏まえて、手引に記載の具体的な対策の内容を追記すること。
No.13 熱的切断の防火対策について、ガス爆発防止の対策について説明を追加すること。

【回答】

- ・廃止措置計画「本文五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」及び保安規定「第15条（工事の計画及び実施）」にて、下記のとおり安全確保対策を記載している。

廃止措置計画

表5-2 第2段階対象設備の解体撤去の工事方法 (1/7) (1) 原子炉冷却系統施設解体撤去工事 抜粋

- ・解体撤去にあたっては、一般労働災害防止対策を講じる。難燃性の資機材の使用、可燃性物質の保管及び可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。

保安規定 (八 事故防止対策) 抜粋

難燃性資機材の使用、可燃性物質の保管及び可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重装置の使用、一般労働災害防止対策等

上記安全確保対策のうち火災防護対策およびガス爆発防止対策については、社内手引「防火管理手引（廃止措置）」にてその細目を定めている。当該手引にて定めている熱的切断に対する対策を次頁以降に示す。

枠囲みの範囲は機密事項に係る事項ですので公開することができません。

指摘事項回答(No.12、No.13) (3 / 3) 熱的切断に対するガス爆発防止対策

前頁の火災防護対策に加え、熱的切断の際には可燃性ガス（プロパン、ガソリンなどの危険物）を使用することから、ガス爆発防止対策として以下を実施することとしている。

枠囲みの範囲は機密事項に係る事項ですので公開することができません。